

平成29年5月

保護者のみなさまへ

茨木市立天王中学校  
校長 橋本 康秀

## 保存版

### 地震の発生 及び 気象の警報が発令された場合の 緊急措置について

標記の件につきまして、平成23年9月1日付で茨木市教育委員会から通知が出ております。下記の緊急措置についてご注意くださいようお願い申し上げます。

なお、「警報」の発令に際してのプリント配布は行いませんので、この通知をもちまして「保存版」としてご利用ください。（学校HPにも同様の措置を掲載しておりますので、電話等によるお問い合わせはご遠慮ください。）

#### 警報発令時の措置

大阪府全域または大阪府北部に「**暴風警報**」または、「**特別警報**」が発令された場合は、下記の措置をとる。

- \* 「暴風を含まない警報」や「注意報」の場合は、通常通り登校する。
- \* 午前9時までに解除されて登校する場合、弁当を持参すること。〈給食販売なし〉

1	午前7時の時点で、暴風警報が発令されている場合	自宅待機
2	午前9時までに、暴風警報が解除された場合	解除の時点から登校
3	午前9時の時点で、暴風警報が解除されていない場合	臨時休業

登校後に暴風警報が発令された場合は、原則として全員下校となります。

#### 地震発生時の措置

大地震（震度5弱以上）が発生した場合

始業前	臨時休業
授業中	授業中止（状況により、学校待機、または、集団下校の措置をとる）

震度5未満の地震が発生した場合

学校施設の被害状況・通学路の安全状況により、対応措置を判断する。  
「臨時休校の連絡」（ホームページ・電話等）がない限り通常通り登校する。

大地震発生による「臨時休業」の期間は、学校からの連絡に従ってください。

※ 登下校時に大地震が発生したときは、自宅に戻るか、最寄りの避難所（小学校や中学校などの施設）に駆け込むなど、その場の状況に応じた避難行動をとれるよう、あらかじめ各家庭でご相談ください。